

## 国立大学法人お茶の水女子大学外国語教員に関する規則

〔平成18年2月22日〕  
制 定

### （趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人お茶の水女子大学任期付職員規程第2条の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の外国語教員に関し必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この規則において「外国語教員」とは、本学において外国語科目又は専門教育科目を担当する高度の専門的学識又は技能を有する外国人で、本学が常勤の教員として採用する者をいう。

### （採用）

第3条 外国語教員の採用は、選考によるものとする。

### （雇用期間）

第4条 外国語教員の雇用期間は2年とし、更新することができる。ただし、当初の採用日より4年を超えないものとする。

2 雇用の更新については、本学の予算状況、業務の必要性、当該外国語教員の能力、勤務態度、健康状況、給与等を勘案した上で決定する。

3 雇用の更新を行わない場合は、雇用期間の終期が到来する日の少なくとも30日前にその旨を通知するものとする。

### （給与）

第5条 外国語教員の給与は、次に定めるとおりとする。

一 俸給は、別表第1のとおりとする。

二 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当は、国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第18条から第22条まで及び第33条から第36条までの規定に準じて支給する。ただし、期末手当及び勤勉手当にかかる加算割合は、100分の15とする。

2 外国語教員の号俸の決定は別表第2のとおりとし、経験年数の換算にあたっては別表第3のとおりとする。

3 職員給与規程に定める給与に改正があった場合又は各年度の財政事情に変動が

あった場合には、給与の額を見直すこととする。

- 4 前3項に定めるもののほか、外国語教員の給与については、職員給与規程第2条（法令との関係）、第4条（給与の支払）、第10条（給与の計算期間）、第11条（給与の支給日）、第12条（非常時払い）、第13条（俸給の日割計算）、第26条（給与の減額）、第29条（端数計算）、第30条（勤務1時間当たりの給与額の算出）、第37条（期末手当及び勤勉手当の支給日）、第42条（俸給の半減）、第43条（育児休業中の給与）及び第44条（介護休業中の給与）の規定を準用する。
- （赴任及び帰国旅費）

第6条 外国語教員には、赴任及び帰国のための旅費を支給する。ただし、帰国旅費は原則として2年以上勤務し、退職後3か月以内に本邦を出発する場合に限り支給する。

（退職手当）

第7条 外国語教員の退職手当は、支給しない。

（雑則）

第8条 外国語教員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成18年2月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人お茶の水女子大学外国人教師及び外国人研究員就業規則は、廃止する。
- 3 この規則の適用日の前日に在職し、引き続き適用日以後も在職する外国人教師については、旧国立大学法人お茶の水女子大学外国人教師及び外国人研究員就業規則は、この規則の適用後も、なおその効力を有する。ただし、雇用の契約期間は、適用日から1年を超えないものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に在職し、引き続き施行日以後も在職する外国語教員については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 国立大学法人お茶の水女子大学外国語教員退職手当規程は、廃止する。
- 4 この規則の施行日の前日に在職し、引き続き施行日以後も在職する外国語教員

の退職手当については、旧国立大学法人お茶の水女子大学外国語教員退職手当規程は、この規則の適用後もなお、その効力を有する。

附 則

この規則は、平成21年6月23日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間(第4項において「特例期間」という。)においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - 一 俸給月額 当該外国語教員が受けるべき俸給月額に100分の7.77を乗じて得た額
  - 二 地域手当 当該外国語教員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の7.77を乗じて得た額
  - 三 期末手当 当該外国語教員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - 四 勤勉手当 当該外国語教員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 3 前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 特例期間中の地域手当の割合は、第5条第1項第2号の規定にかかわらず、平成24年6月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第8項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第5条第1項第1号関係）俸給表

（単位 円）

号俸	1	2	3
俸給月額	331,500	373,000	414,600

別表第2（第5条第2項関係）号俸格付基準表

号俸	大学卒業後の経験年数	短期大学卒業後の経験年数
1	0年以上～2年未満	0年以上～5年未満
2	2年以上～7年未満	5年以上～10年未満
3	7年以上～	10年以上～

別表第3（第5条第2項関係）経験年数換算表

経 歴		換算率
外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間	教育・研究系職員として在職した期間	100 / 100
	その他の期間	80 / 100
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100 / 100
民間会社の職員としての在職期間		80 / 100
兵役期間、牧師、修道女等の期間		80 / 100
その他の期間	教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務についての経験が直接役立つと認められる期間	100 / 100
	その他の期間	50 / 100